

- ② 都道府県知事が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
- ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ④ 市町村長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
 - ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

(ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

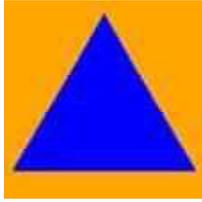
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
 - ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
 - ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。
- ② 身分証明書
- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。
- (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項
- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
- (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
 - ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
 - ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
 - ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
 - ・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 平時における特殊標章の使用
- ・ 平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字 交 付
標章等に係る 申請書
特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年.....月.....日
----------------------------------	------------------------------------

申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号：..... E-mail：.....	写 真 縦4×横3cm <small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small>
--	---

識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：.....cm 眼の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：.....(Rh因子.....)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄) 資 格：..... 証明書番号：..... 交付等の年月日：..... 有効期間の満了日：..... 返納日：.....
--

【様式 3】

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 PERMANENT 臨時の for civilian medical personnel TEMPORARY</p>		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p>		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

【様式 4】

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p>		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

○唐津市国民保護対策本部及び唐津市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月27日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、唐津市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び唐津市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 唐津市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 唐津市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 唐津市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により会議に出席させた者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 唐津市国民保護現地対策本部に唐津市国民保護現地対策本部長、唐津市国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうち

ちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 唐津市国民保護現地対策本部長は、唐津市国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○唐津市国民保護協議会条例

平成18年3月27日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、唐津市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

唐津市国民保護協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、唐津市国民保護協議会条例（平成18年条例第17号）第5条の規定により、唐津市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理出席)

第2条 委員がやむをえない事情により出席できないときは、当該委員と同一の機関又はその組織に属する者で、あらかじめその委員が指名する者にその権限を委任し代理者を出席させることができる。

(協議会の所掌事務)

第3条 市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市長の諮問に応じて市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するものとする。

3 前項の重要事項に関し、市長に意見を述べるものとする。

4 協議会は、その所掌事務を実施する場合において、協議会で審議する事項及び関連する事項についての調査研究等に当たり、必要により、国民保護法第33条第6項の定めを準用し、その事務を処理する。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 唐津市情報公開条例（平成17年条例第10号）第5条各号に規定する非開示情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 会長は、前項ただし書きにより会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(会議の傍聴)

第5条 会長は、会議の傍聴を希望する者があれば、会議の傍聴を認めることができる。

2 協議会の会議を公正かつ円滑に運営するため、次のことを遵守するものとする。

(1) 協議会開催中は、静粛に傍聴するものとし、言論に対して拍手その他の方法による公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事進行を妨害しないこと。

(3) その他会場の秩序を乱し、協議会の妨害となるような行為をしないこと。

3 傍聴者が前項に違反したときは、会長が注意し、なお、これに従わないときは退出させることができる。

(会議録の作成)

第6条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成し保管するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 会議に付した案件

(4) 会議の経過

(5) 議決事項

(6) その他参考事項

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、総務部危機管理防災課に置く。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月4日から施行する。